

## STORY 16 「類似性の難しさ」 補足資料

# 類似性が争われた事例

STORY16 では、小説を素材として取り上げて著作物の類似性について解説しました。もっとも、小説以外の著作物でも基本的な考え方は共通します。

STORY16 でも解説しているように、実際の裁判では問題になっている作品だけを並べて類似するかを判断するわけではありません。「縦軸」と「横軸」の両方の視点が必要と理解すると頭に残りやすいかもしれません。

横軸は、問題になっている作品同士を比較するということです。他方で、縦軸は、過去にどのような作品があり、既存の作品と比べて対象となる作品、つまり、権利者である原告作品にはどこに個性が表れているのか（創作性があるのか）という視点です。裁判所は、問題になっている作品同士の比較だけではなく、過去の作品との比較もした上で、著作権侵害にあたるか否かの判断をします。

うるせぇトリ事件（東京地判令和2・10・14（令和元（ワ）26106））では、原告作品「Mr.BEAK」と被告作品「うるせぇトリ」の類似性が争点となりました。被告からは、様々な既存のキャラクターに関する証拠が提出されて、裁判所もそれらも踏まえて原告作品の創作性について判断し、被告作品との類似性を否定しています。



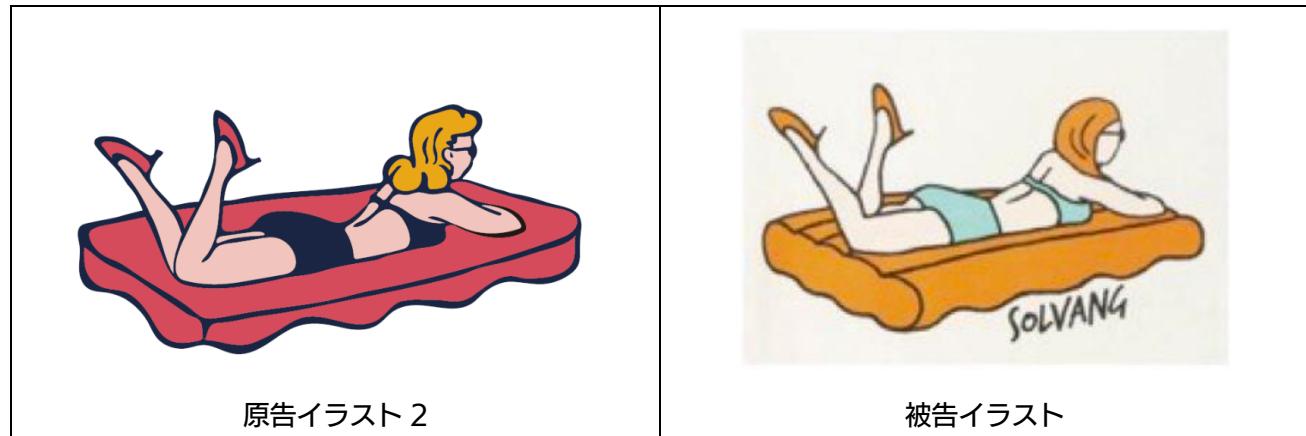
出典：判決別紙

以下では、横軸だけになりますが、具体的な事案を通じてイメージを持ってもらえるように【イラスト】と【写真】に関して類似性を判断した裁判例の概要を簡単に紹介します（複数の作品が問題となった事例でも一部のみを取り上げています。）。

## イラスト

### Tシャツイラスト事件 東京地判令和 5・9・29（令和 3（ワ）10991）→侵害肯定

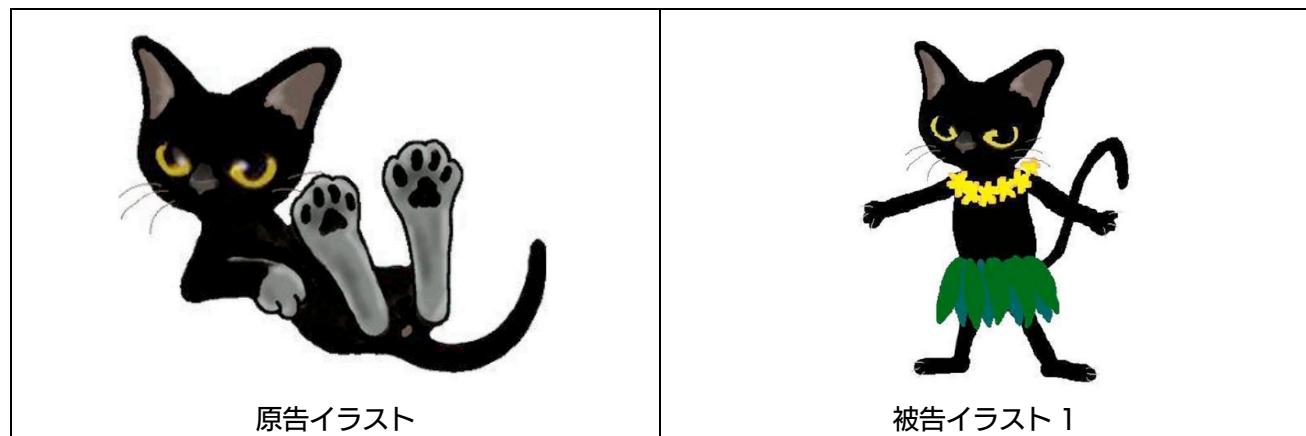
被告が原告の販売する T シャツに描かれたイラストと類似するイラストを T シャツに使用して販売した事件です。



出典：判決別紙

### フラねこ事件 大阪地判平成 27・9・10 判時 2320・124→侵害肯定

この事件は、被告がインターネット上で見つけた黒猫のイラストにフラダンスの衣装を組み合わせたイラストを制作したケースです。イラストレーターである原告が、著作権侵害を主張して訴えました。

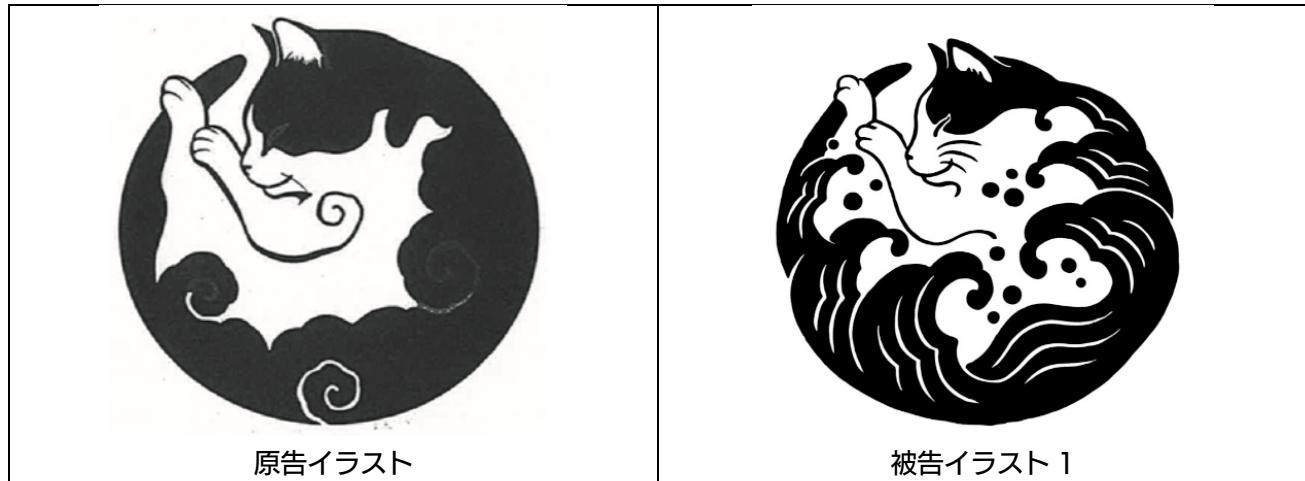


出典：判決別紙

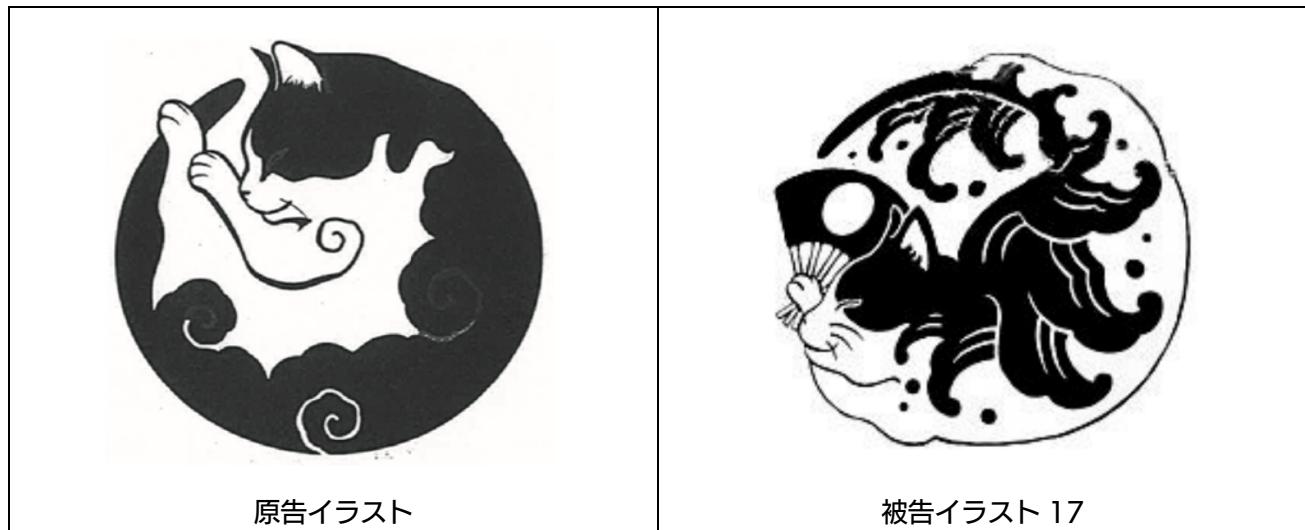
## 眠り猫イラスト事件 大阪地判平成 31・4・18（平成 28（ワ）8552）→一部侵害肯定、一部侵害否定

これも猫のイラストの事案です。被告が被告イラストを付したTシャツ等を販売する行為が原告のイラストの著作権を侵害するかが争点となつた裁判です。

### 【侵害肯定】



### 【侵害否定】

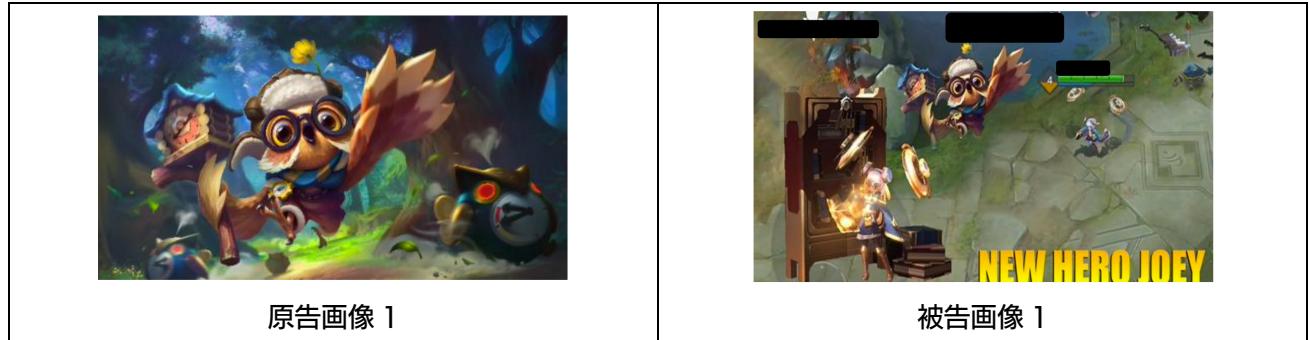


出典：判決別紙

## モバイルレジェンド事件 東京地判令和4・4・22(平成31(ワ)8969)→一部侵害肯定、一部侵害否定

被告のゲーム内画面に含むキャラクターが原告のキャラクター画像の著作権を侵害するかが争点となった裁判です。

### 【侵害肯定】



### 【侵害否定】

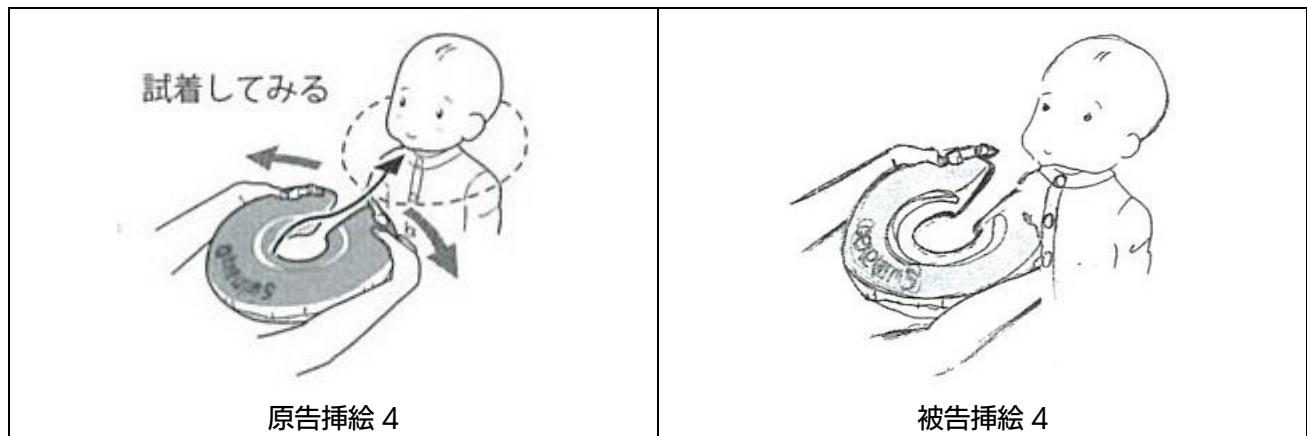


出典：判決

**スイマーバ事件 東京地判平成 28・7・27 (平成 27 (ワ) 13258) →一部侵害肯定、一部侵害否定 (原告挿絵 1~3 は著作物に当たらないと判断された。)**

この事件は、「スイマーバ」という商品名の乳幼児用浮き輪について、直輸入販売店（被告）の取扱説明書は日本総代理店（原告）が作成した取扱説明書の説明文と挿絵を複製したものであるとして、訴えた裁判です。

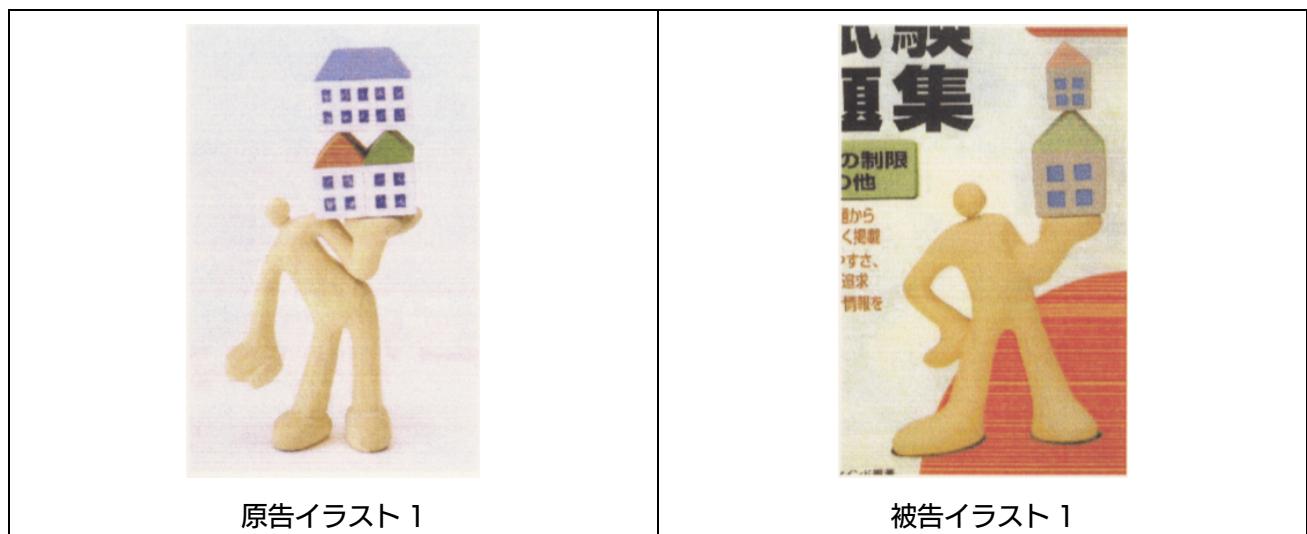
**【侵害肯定】**



出典：判決別紙

**LEC 出る順シリーズ事件 東京地判平成 16・6・25 (平成 15 (ワ) 4779) →侵害肯定**

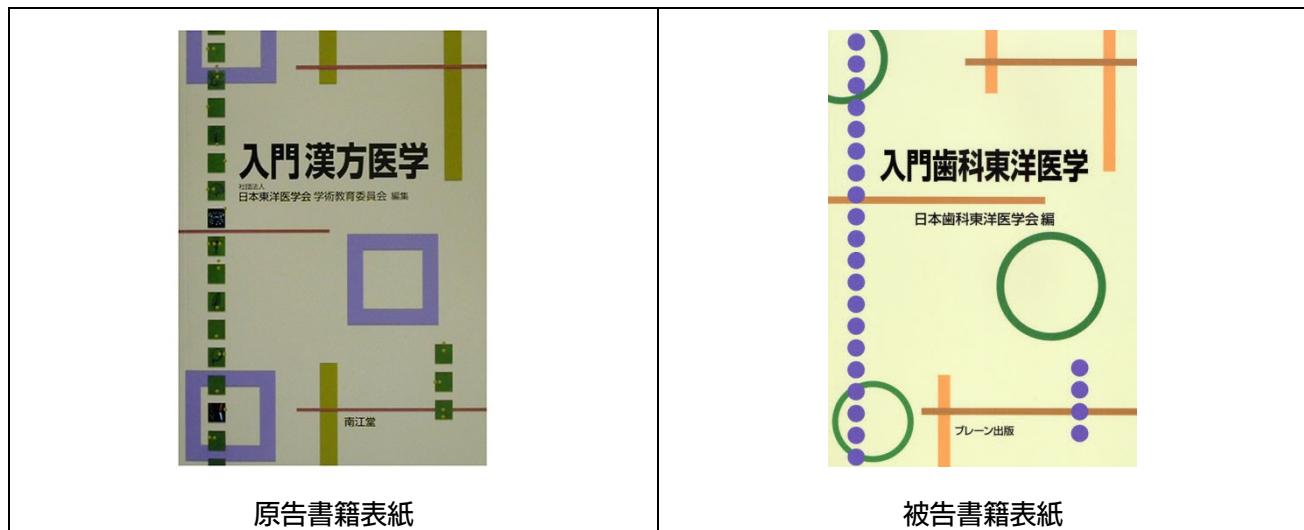
被告が発行している書籍の表紙に使用されたイラストが、原告が作成したイラストの複製物又は翻案物であるとして、訴えた裁判です。



出典：判決別紙

## 入門漢方医学事件 東京地判平成 22・7・8 (平成 21 (ワ) 23051) →侵害肯定

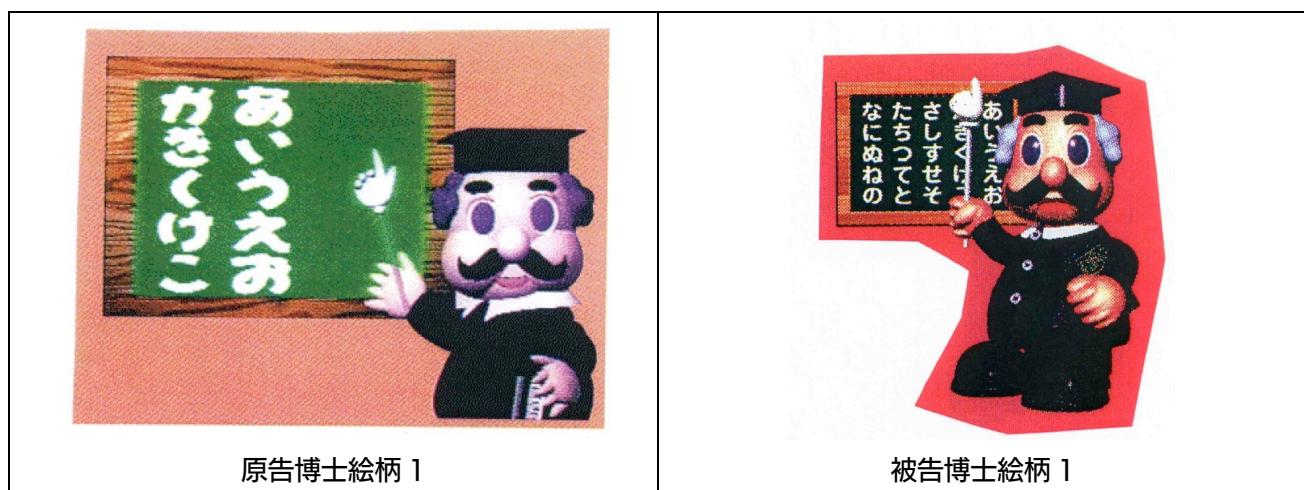
被告の出版する書籍の表紙に用いられたデザインが無断で原告書籍の表紙を複製又は翻案、改変したものであるとして、訴えた裁判です。



出典：Amazon

## 博士イラスト事件 東京地判平成 20・7・4 (平成 18 (ワ) 16899) →侵害否定

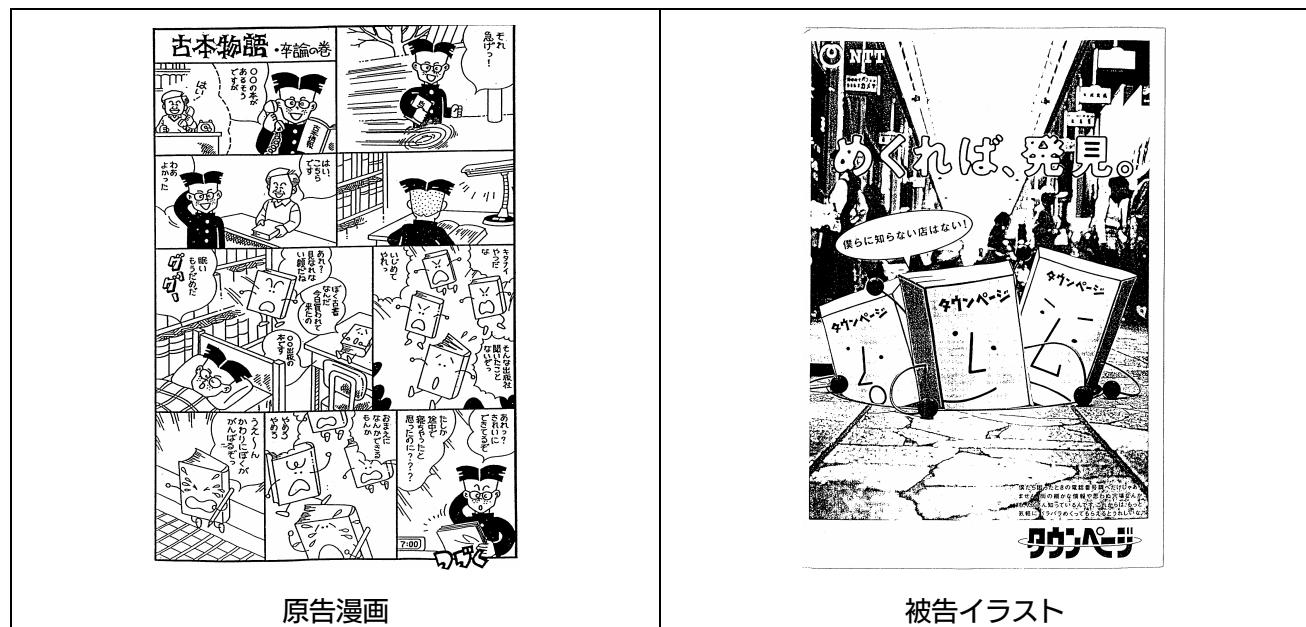
幼児向けの教育用 VHS ビデオ・DVD 商品を製造、販売する原告が同様の DVD 商品を販売する被告に対し、商品で使用する博士をイメージしたイラストが類似していると主張して著作権の侵害を訴えた裁判です。



出典：判決

## タウンページ・キャラクター事件 東京高判平成 12・5・30 (平成 12 (ネ) 464) →侵害否定

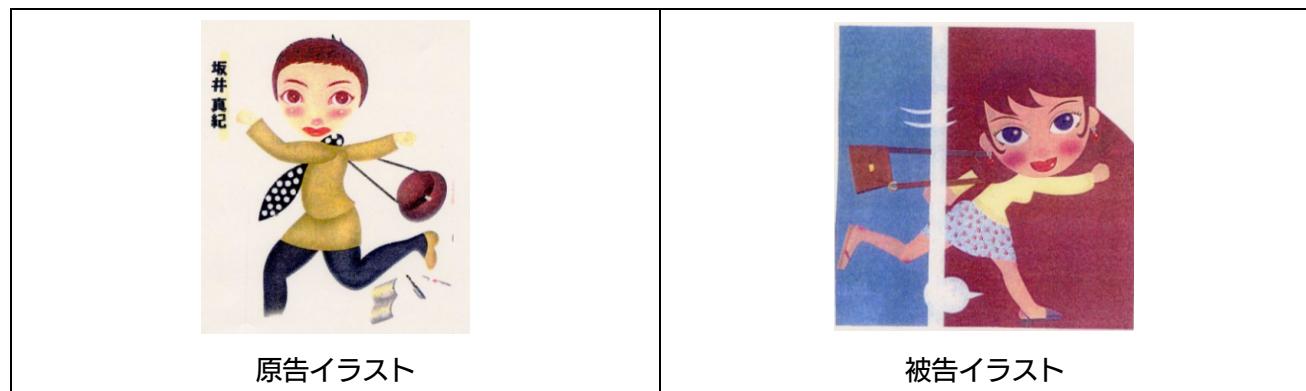
タウンページのキャラクターが原告が創作した漫画「古本物語」に描いたキャラクターと類似していると著作権の侵害を訴えた裁判です。



出典：東京地判平成 11・12・21 (平成 11 (ワ) 20965) 第一審判決別紙

## 坂井真紀イラスト事件 東京地判平成 11・7・23 (平成 10 (ワ) 29546) →侵害否定

本件は、イラストレーターである原告が、被告が TVLIFE 誌平成 10 年 9 月 25 日号にタレント等の新人オーディションの広告としてイラストを掲載した行為が、原告のイラストの複製権を侵害すると主張して裁判になった事件です。



出典：判決別紙

## マンション読本事件 大阪地判平成 21・3・26 (平成 19 (ワ) 7877) →侵害否定

この事案は、被告大和ハウスのマンション読本に使用された多数のイラストがイラストレーターである原告のイラストの著作権を侵害するかが争点となった裁判です。



原告イラスト 75



被告イラスト 1

出典：判決別紙

## 写真

写真の創作性については、大きく分けると 2 つの側面があります。

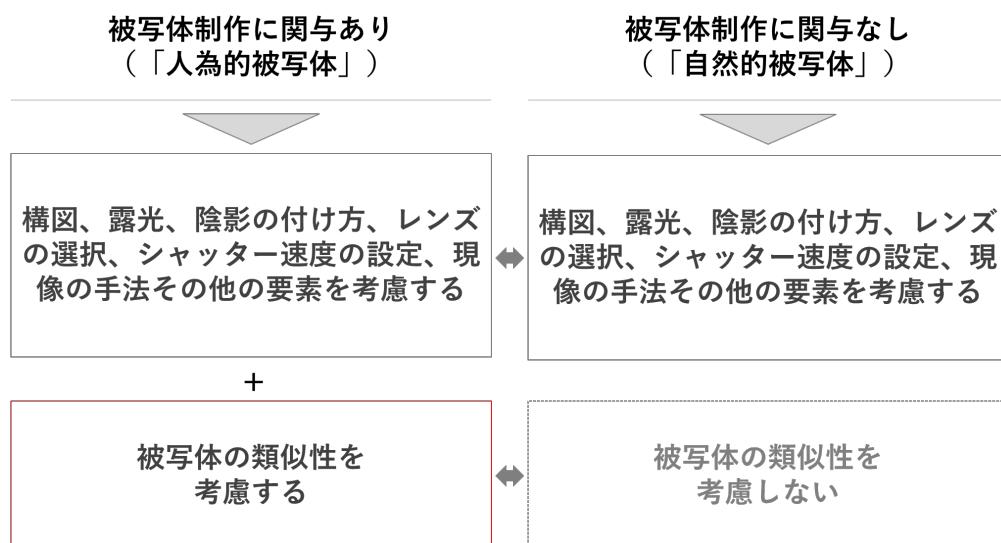
まず、構図、露光、陰影の付け方、レンズの選択、シャッター速度の設定、現像の手法、シャッターチャンスなどの技術的工夫が考慮されます。

もう 1 つは、被写体です。この被写体についての重要な視点として、「人為的被写体」と「自然的被写体」の区別があります。この違いは、被写体の共通性を類似性の判断の際に重視するかに影響します。

「人為的被写体」は、撮影者が被写体自体を制作したケースのことをいいます。広告写真では商品の組み合わせ方や配置、背景、人物写真であったらモデルのポーズ、ファッション、メイクなどを撮影者が指示して撮影するケースです。

これに対して、「自然的被写体」は、既存の風景や建物を撮影した写真など、撮影者が被写体の制作に関与しておらず、そこにあるものを被写体としたケースのことを指します。

人為的被写体の場合には被写体の共通性を類似性の判断で考慮するのに対して、自然的被写体の場合には被写体の共通性は考慮しません。

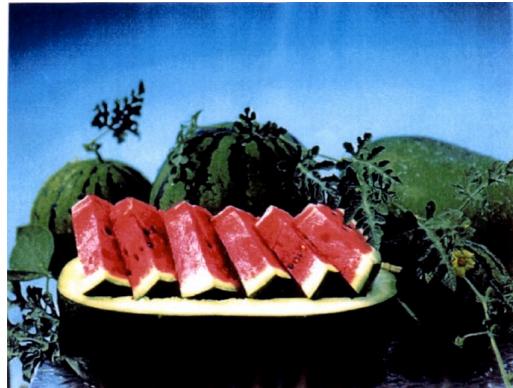


## 西瓜写真事件 東京高判平成 13・6・21 判時 1765・96→侵害肯定

本件は、写真家である原告（控訴人）黃建勲が、被告（被控訴人）B によって撮影された被告写真を被告 A がカタログに掲載した行為について、原告写真に関する著作権（翻案権）及び著作者人格権（同一性保持権）を侵害するとして、カタログの発行等の差止め、廃棄、損害賠償を求めた事件です。これらは人為的被写体といえます。



黄建勲「みずみずしい西瓜」



被告写真

出典：判決別紙

## 春巻写真事件 東京地判令和 4・3・30（令和 2（ワ）32121）→侵害否定

本件は、被告が被告ラベルシールを商品に付して販売する行為が原告の写真の著作権を侵害すると主張して訴えた事件です。これも人為的被写体の事案です。



原告写真



被告ラベルシール 3

出典：判決別紙

## 廃墟写真事件 知財高判平成 23・5・10 判タ 1372・222→侵害否定

原告、被告ともにプロ写真家で、著作権を侵害されたと主張した原告は丸田祥三、被告は小林伸一郎です。同じ廃墟を被写体としています（自然的被写体の事案）。



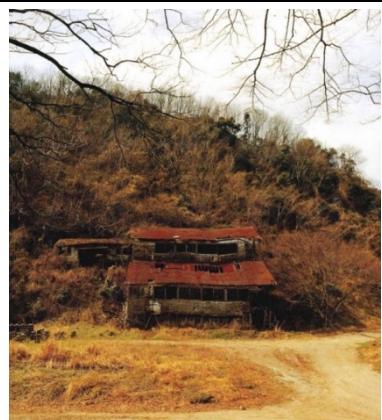
1-P 丸田祥三「棄景」（1993）に収録



1-D 小林伸一郎「廃墟遊戯」（1998）に収録



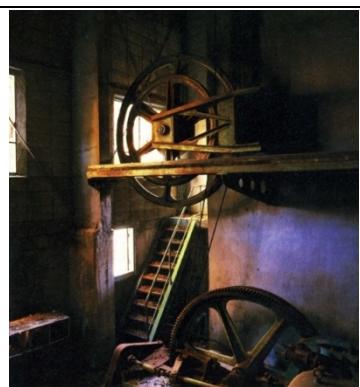
3-P 丸田祥三「大仁金山」（1992）



3-D 小林伸一郎「廃墟遊戯」（1998）に収録



4-P 丸田祥三「機械室」（1992）



4-D 小林伸一郎「廃墟漂流」（2001）に収録

出典：判決別紙

（2025年1月22日）